

一般質問通告一覧表（第3回定例会）

平成29年6月20日招集

| | | |
|-----------------------------|--|--------------------|
| <p>1. 多子世帯の保育料軽減を</p> | <p>保護者や保育士等による長年の運動が実り、道は今年度から保育料の「第2子無料化」に踏み切りました。年収640万円未満、3歳未満の第2子以降が対象で、その数は札幌市を除き推計5,500人です。現在、国の保育料は年収360万円以下に限り2人目は半額、3人目以降は無料です。道内には、道に合わせて今年度から実施を行った自治体もあります。また秋田県、石川県、兵庫県、鳥取県は年齢制限を設けずに「第2子無料化」を既に実施しています。平成27年の合計特殊出生率は、北海道は1.31と東京都に次いで全国ワースト第2位と低く、本町も平成25年度で1.33と低いままです。</p> <p>子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子供を産み育てることができる環境づくりのために、第2子以降の保育料の無償化を道に合わせて実施してはと思いますが、見解を伺います。</p> | |
| <p>2. 学校における部活動休養日の設定等を</p> | <p>文部科学省が10年ぶりに実施した平成28年度の公立小中学校教員の勤務実態調査で、中学校教諭の約6割、小学校教諭の約3割が週60時間以上勤務し、厚生労働省が過労死の労災認定の目安としている月80時間以上の残業をしていることがわかりました。前回の調査に比べ中学では土日の部活動の時間が倍増しました。部活動は子供たちの自主的、主体的活動として学校生活を豊かにするとともに生徒指導上など一定の教育的意義があります。しかし行き過ぎた活動による体罰や、教員の長時間勤務の問題、また生徒のけがや過度な負担等そのあり方については多くの問題も指摘されています。</p> <p>平成25年北海道教育委員会が、「部活動指導の見直しに係る申し合わせ」を決定し、本年2月7日にも改めて通知を發出しています。「週1日程度の休養日を設定すること」、「授業日には放課後の2～3時間程度で活動が終わるようにすること」、「休日においては、早朝から終日にわたる活動を極力避け、半日程度でも効果的な活動ができるようにすること」等、望ましい部活動のあり方を示しています。</p> <p>栗山中学校だよりには11の部活動が紹介されています。しかし栗山中学校の現状は休養日を設</p> | <p>5番 重山雅世</p> |

定していない部活もあると聞いております。また、小学校の部活動や少年団においても適切な休養日の設定が求められます。さらに文部科学省は学校教育法施行規則の一部を改正し、「部活動指導員」を制度化しました。身分（学校職員扱い）のほか、職務の範囲（技能指導や大会への引率、用具管理、保護者への連絡）、トラブル事の対応法などを示し4月1日にスタートさせました。

そこで以下の3点について伺います。

- ① 文科省・スポーツ庁の1月の通知に基づき、各小学校、栗山中学校の決まりとして休養日を設定するなど部活動の適切な運営を図るよう指導することは。
- ② 道教委の申合せ事項に沿った部活動の適切な運営を図るよう指導することは。
- ③ 「部活動指導員」制度導入に対する見解は。

5 番
重 山 雅 世

| | | |
|---|---|--------------------|
| <p>1. ふるさと納税の対応は</p> <p>2. 教育勅語の教材使用は</p> | <p>総務省は4月からふるさと納税の返礼品の価格は、寄付額の3割以内に抑えるよう通知を出しましたが、このことに関し、先の臨時会においての同僚議員の質問に対し、「今は現行どおりのやり方で進めているが、近隣自治体の状況や今後の総務省の動きで対応したい」との回答でした。</p> <p>そこで以下の2点について伺います。</p> <p>① 総務省は一部の自治体について過度な返礼品については自粛するよう個別に改善を求めているが、栗山町は求められているのか。</p> <p>② 家具については不適切との指摘があるが、栗山町はどう対応するのか。</p> <p>政府は教育勅語について「憲法や教育基本法に反しない範囲であれば、教材として用いることまで否定するものではない」という閣議決定をしました。</p> <p>しかし、教育勅語の本質は「天皇が国民に対して守るべき道德の命令を下したもの」であり、「主権在民」という日本国憲法に抵触するものです。</p> <p>栗山町の小中学校で教育勅語を教材として使用することについての見解を伺います。</p> | <p>8番 千葉清己</p> |
|---|---|--------------------|

| | | |
|-----------------------|--|------------------------|
| <p>1. 道徳の教科化への対応は</p> | <p>小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から道徳が正式教科になるとのことです。初めて実施された道徳の教科書検定で「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」の項目を巡り、教科書会社が「パン屋」を和菓子を扱う「お菓子屋」に書き換えたことが話題になりました。</p> <p>規格化された教科書による道徳教育、限られた時間内での内容項目の消化が優先され、子どもの柔軟さを奪うのではないかという懸念の声も寄せられています。</p> <p>道徳は知識を習得する教科とは異なり答えは一つとは限らず、教科として評価になじまない分野ではないかと思えます。</p> <p>そこで本町の小中学校における教科としての道徳の指導方法、評価の方法やあり方についての見解を伺います。</p> | |
| <p>2. 「道の駅」構想は</p> | <p>旧建設省が平成5年「道の駅」登録制度を制定、全国103か所、道内は14か所に登録証を交付スタートしました。登録制度開始から25年目を迎え、今年度は当別町、来春には石狩市が道内で119か所目となる「道の駅」の開業を予定しています。休憩所としての利用はもとより、地域の観光情報の発信や特産品の販売などを通し地域の魅力を広範囲に発信する施設、またドライバーの「憩いの場」として定着しています。</p> <p>先般、道が発表した観光客動態・満足度調査結果の概要によると、道内観光客の北海道旅行の目的で「道の駅めぐり」がトップになったことが公表されました。</p> <p>「道の駅」構想は、本町の地域振興策として取り組まなければならない課題と考えますが見解を伺います。</p> | <p>3 番 檜 崎 忠 彦</p> |